

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程の一部改正について

1 改正理由

政務活動費に係る会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しを閲覧に供することにするため、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」が一部改正されたことに伴い、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程」を改正する。

2 改正内容

現行の収支報告書だけでなく、会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しを閲覧に供することにするため、閲覧対象を「収支報告書」から「収支報告書等」に改める等、所要の改正を行う。（第6条及び第7条）

また、会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し(条文中では「会計帳簿等の写し」)の閲覧は、議長提出すべき期間の末日の翌日から起算して、150日を経過する日の翌日からすることができる旨規定する。（第7条第1項）

3 施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表

○神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程

新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (収支報告書)</p> <p>第6条 条例第13条第1項に規定する規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>残額がある場合における当該残額の返還予定日</u></p> <p>2 条例第13条第1項に規定する収入及び支出の報告書(以下「<u>収支報告書</u>」<u>という。</u>)は、政務活動費収支報告書(第8号様式)とする。 (<u>収支報告書等の閲覧</u>)</p> <p>第7条 条例第16条の規定による<u>収支報告書等の閲覧</u>は、当該<u>収支報告書等</u>を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、<u>次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める日数を経過する日の翌日から</u>することができる。</p> <p>(1) <u>収支報告書 60日</u></p> <p>(2) <u>会計帳簿等の写し 150日</u></p> <p>2 前項の<u>収支報告書等の閲覧</u>は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 <u>収支報告書等</u>は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書等</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第1項の<u>収支報告書等の閲覧</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (収支報告書)</p> <p>第6条 条例第13条第1項に規定する規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>収支報告書において残余がある場合における当該残額の返還予定日</u></p> <p>2 条例第13条第1項及び第2項に規定する<u>収支報告書</u>は、政務活動費収支報告書(第8号様式)とする。 (<u>収支報告書の閲覧</u>)</p> <p>第7条 条例第16条の規定による<u>収支報告書の閲覧</u>は、当該<u>収支報告書</u>を提出すべき期間の末日の翌日から起算して<u>60日を経過する日の翌日から</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収支報告書の閲覧</u>は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 <u>収支報告書</u>は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第1項の<u>収支報告書の閲覧</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p>